

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請に必要な書類

※以下に示す書類は全てセーフティネット住宅情報提供システムを通しての提出が可能です。
(書面での提出は原則不要です。)

	申請図書類	備考
1	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書	別記様式第一号 ※セーフティネット住宅情報提供システムのホームページからアカウント登録をして頂き、ID・パスワードを取得後、手順に従い必要事項を入力し、情報確定してください。
2	間取り図	居室番号・面積の概要・設備を表示してください。
3	誓約書(様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録を受けようとする者等が欠格要件に該当しない旨 ・構造が省令第12条第1号(消防法・建築基準法・耐震性)の基準に適合する旨 ・登録の申請が基本方針等に照らして適切なものである旨 ※市ホームページでダウンロードしてください。
4	耐震性を有することを証明する書類 ※以下の①又は②のいずれかに該当する場合に提出が必要です。 ①昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものである場合 ②次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・1～3階建てで昭和57年5月以前に竣工 ・4～9階建てで昭和58年5月以前に竣工 ・10～20階建てで昭和60年5月以前に竣工 ・21階建て以上 	以下の(1)～(12)の書類のいずれか ○昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものである場合 (1) 建築士による耐震診断の結果についての報告書 (建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づくもの) (2) 建設住宅性能評価書 (住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項) (3) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険付保証明書 (特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号) (4) 耐震基準適合証明書 (5) 固定資産税減額証明書 (6) 住宅耐震改修証明書 ○改修費補助を受けて耐震改修工事をしようとする場合は、耐震改修工事後の計画が耐震性を有することを証する書類 (7) 建築物の耐震計画に対する、耐震改修の促進に関する法律第17条第3項に基づく所管行政庁の認定通知書 (8) 改修後の計画が、平成18年国土交通省告示第184号に基づき建築士による計算及び結果で耐震性ありと判断されるもの (9) 改修後の計画が、一般財団法人日本建築防災協会の『木造住宅の耐震診断と補強方法』に基づき建築士が耐震診断及び計算した結果で耐震性ありと判断されるもの (10) 耐震改修の計画に係る、第三者機関の評定書の写し ただし、(8)、(9)については、書面上で構造耐震指標(is値またはiw値)が基準の値を満たしていることが必要です。 ○規模及び竣工年月が次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・1～3階建てで昭和57年5月以前に竣工 ・4～9階建てで昭和58年5月以前に竣工 ・10～20階建てで昭和60年5月以前に竣工 ・21階建て以上 (11) 検査済証又は建築確認台帳記載事項証明書等により着工年月が昭和56年6月以降であることを確認できるもの (12) 耐震性を有することを証明する書類(上記(1)～(6))

注) 建築基準法とは、昭和25年法律第201号をいう。

建築物の耐震改修の促進に関する法律とは、平成7年法律第123号をいう。

住宅の品質確保の促進等に関する法律とは、平成11年法律第81号をいう。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律とは、平成19年法律第66号をいう。